

審 第 1 6 4 3 号
答 申 第 2 9 3 号
令和4年9月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年3月30日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第264号

令和2年2月27日付けで審査請求人から提起された、令和元年12月26日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年12月26日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、別表2に掲げる情報を開示すべきである。
- （2）実施機関が行ったその他の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和元年11月11日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「カンファレンス含む措置入院に至った鑑別診断書及び文章全てを開示願います。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇健福第〇〇号により、条例第22条第2項の規定による開示決定等の期間の延長を行った後、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による措置診察の実施について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書1」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による入院措置の決定について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書2」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による措置移送の実施について（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇健福第〇〇号）」（以下「本件文書3」という。）、「精神障害者等通報受書」（以下「本件文書4」といい、本件文書1から本件文書3までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報情報を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和2年2月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年3月30日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

黒塗の部分を開示とした決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

本件の問題は別の本質もあり、別紙添付の資料のとおり示されている。

(3) その他

口頭陳述の申し立てをいたします。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

本件開示請求を受け、前記2(2)のとおり本件文書を特定し、本件決定を行った。

(3) 本件文書の内容

ア 本件文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇警察署長が審査請求人について精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健法」という。）第23条の規定による通報（以下「通報」という。）を〇〇市保健所を経由して実施機関にしたことから、実施機関が精神保健法第27条の規定による調査（以下「事前調査」という。）を行い、その結果、同条の規定による精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察（以下「措置診察」という。）が必要であると認め、2名の指定医による診察を実施することとした文書である。

イ 本件文書2は、本件文書1による措置診察の結果、2名の指定医が入院措置を要すると判定したことから、精神保健法第29条の規定により、審査請求人を措置入院させる旨の決定をすることとした文書である。

ウ 本件文書3は、本件文書2による措置入院のために、精神保健法第29条の2の2の規定により、審査請求人を措置入院先病院へ移送することとした文書である。

エ 本件文書4は、〇〇警察署長からの通報を〇〇市保健所経由で受理した時から、入院措置するまでの記録である。

(4) 本件決定の理由

ア 不開示部分について

(ア) 本件文書1で不開示とした部分

本件文書1中、警察官の氏名は、条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17

年千葉県規則第65号。以下「規則」という。)に、診察を命ずる指定医の氏名及び実施機関が行う事前調査において関係機関から聴取した情報は、条例第17条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(イ) 本件文書2で不開示とした部分

本件文書2中、措置診察を行った指定医の氏名及び所属に関する情報、指定医の診察による診断に関する情報、県の委託契約等車輛に関する情報及び実施機関が行う事務(評価、判定、診断等)に関する情報は、条例第17条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(ウ) 本件文書3で不開示とした部分

本件文書3中、措置診察による診断及び指定医氏名に関する情報、県が委託契約等を交わしている補助者に関する情報及び実施機関が行う事務(評価、判定、診断等)に関する情報は、条例第17条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(エ) 本件文書4で不開示とした部分

本件文書4中、当該警察官の氏名は、条例第17条第2号及び規則に、審査請求人以外の個人に関する情報は、条例第17条第2号に、措置診察を行った指定医の氏名及び診断に関する情報、入院受入れ先病院の医師の氏名、実施機関が行う事前調査において関係機関から聴取した情報及び実施機関が行う事務(評価、判定、診断等)に関する情報は、条例第17条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 条例第17条第2号及び規則該当性について

本件文書1及び4中、当該警察官の氏名は規則第1号に定める警部補以下の階級にある警察官に該当することから、不開示としたものである。

ウ 条例第17条第2号該当性について

本件文書4中、審査請求人以外の個人に関する情報に該当する部分については、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示としたものである。

エ 条例第17条第6号該当性について

(ア) 措置診察を命じるあるいは診察を行った、指定医の氏名、所属及び診断に関する情報

本件文書1、2、3及び4中、当該部分については、開示することで指定医の職務若しくは将来の同種の職務の目的が達成できなくなり、又はこれらの職務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(イ) 入院受入れ先病院の医師の氏名

本件文書 4 中、当該部分については、開示することで措置入院に関する業務若しくは将来の同種の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(ウ) 実施機関が行う事前調査において関係機関から聴取した情報

本件文書 1 及び 4 中、当該部分については、開示することで事前調査における関係機関との連携及び事前調査の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(エ) 実施機関が行う事務(評価、判定、診断等)に関する情報

本件文書 1、2、3 及び 4 中、当該部分については、開示することで保健所が行う事前調査事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(オ) 県の委託契約等車輛に関する情報

本件文書 2 及び 3 中、当該部分については、県が精神保健法第 29 条の 2 の 2 の規定による措置入院のための移送における委託契約等と交わしている車輛及び補助者に関する情報であり、開示することで当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(5) 弁明の内容

ア 本件文書 1 及び 4 中の警察官の氏名は、規則第 1 号に定める警部補以下の階級にある警察官に該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 本件文書 4 中の審査請求人以外の個人に関する情報に該当する部分については、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第 17 条第 2 号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件文書 1、2、3 及び 4 中の措置診察を命じるあるいは診察を行った、指定医の氏名、所属及び診断に関する情報及び入院受入れ先病院の医師の氏名については、開示することで、公正適切な措置診察の実施及び措置入院先病院の確保が困難になるおそれがあり、その結果、精神保健法に基づき実施機関が行う診察等精神保健福祉法の施行に支障を及ぼすおそれがある。よって、不開示とすることが妥当である。

エ 本件文書 1 及び 4 中、実施機関が行う事前調査において関係機関から聴取した情報は、通報に基づき、被通報者に関する措置診察の要否判断のために行う調査であることから、診察の要否を判断する上で重要かつ不可欠である。開示することで、関係機関等による情報提供を困難にし、必要な情報が得られなくなる等関係機関との連携に支障が生じるおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

オ 本件文書 1、2、3 及び 4 中、実施機関が行う事務（評価、判定、診断等）に関する情報については、事前調査における評価及び判断に関する情報、診断名、措置入院に関する公費負担受給者番号、措置入院のための移送業務の委託契約車輛及び補助者、措置入院に関する関係機関との連絡調整等に関する情報であり、いずれも、開示することで当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

（6）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「本件の問題は別の本質もあり、本件含め、別紙添付の資料を提示致します。」としているが、本件決定に関する具体的反論はなく、「決定を取り消すとの裁決を求める」として審査請求したものである。

5 審議会の判断

（1）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記 2（2）のとおり本件文書に記録された個人情報をも特定して本件決定で部分開示決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記 3 のとおり、本件決定の取り消しを求めており、実施機関が本件決定で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

（2）不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表 1 の番号（以下単に「番号」という。）①から④⑩までのとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

ア 警察職員の氏名（番号⑥、⑦、⑨、⑫、⑮及び⑳。以下「本件氏名等」という。）

イ 審査請求人以外の個人の情報（番号③の上から 2 行目、⑩、⑫及び⑮。以下「本件第三者情報」という。）

ウ 関係機関等より聴取した情報（番号③の下から 1 行目、④、⑧、⑩、⑫、⑮、⑰及び⑱。以下「本件聴取等情報」という。）

エ 診察をした指定医の氏名及び所属（番号①、②、⑪、⑫、⑰、並びに⑮及び⑯の精神保健指定医の氏名欄、並びに⑮の指定医の氏名欄、⑰の上から 1～2 行目、⑱、⑲及び㉑の指定医の氏名が記載された部分。以下「本件指定医氏名等」という。）

オ 実施機関が行った評価、判定、診断等に関する情報（番号⑤、⑬、⑮、並びに⑮及び⑯の精神保健指定医の氏名欄以外の部分、並びに㉑、

②④の症状欄及び③⑧の指定医の氏名以外の部分。以下「本件診断等情報」という。)

カ 実施機関が措置入院に関して行った関係機関との連絡調整等に関する情報(番号③⑤の上から5～6行目及び③⑨。以下「本件連絡調整等情報」という。)

キ 実施機関が委託契約をしている移送補助者に関する情報(番号①⑨及び②⑤。以下「本件補助者情報」という。)

ク 実施機関が措置入院に関して附番した「公費負担医療の受給者番号」及び報告のために入力した情報を印刷した個票に附番した記号番号(番号①④、①⑤、①⑥及び②②。以下「本件番号等」という。)

(3) 不開示情報該当性について

ア 本件氏名等について

(ア) 実施機関は、本件氏名等については、条例第17条第2号及び規則に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、本件氏名等は審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(エ) したがって、本件氏名等を、条例第17条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 本件第三者情報について

(ア) 実施機関は本件第三者情報のうち番号③②は審査請求人以外の特定の個人に関する情報であるため、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当であると主張する。

また、番号③③の上から2行目、③⑩及び④①については同条第6号に該当し不開示が相当であると主張する。

審議会で見分したところ、番号③③の上から2行目、③⑩及び④①は審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるので、職権により同条第2号該当性について、番号③②と併せて、以下、検討する。

(イ) 本件第三者情報は審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである情報、又は、開示されることにより、審査請求人以外

の個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第 17 条第 2 号に該当する。

そして、本件第三者情報については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) さらに、条例第 18 条第 2 項による部分開示について検討すると、本件第三者情報は審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(エ) したがって、本件第三者情報は条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

ウ 本件聴取等情報について

(ア) 本件聴取等情報は、実施機関が、審査請求人の措置診察に際しての事前調査のために関係機関等から審査請求人について聴取した情報である。

実施機関は、本件聴取等情報について、条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件聴取等情報のうち番号④の上から 4 行目の 15 文字目から 42 文字目には審査請求人が行った行為そのものが記載されており、審査請求人が認識している情報であると認められる。その情報が開示されたからといって実施機関の行う措置入院業務の目的が達成できなくなり、又は措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第 17 条第 6 号に該当するとは認められず、開示が相当である。

(ウ) 本件聴取等情報のうち前記 (イ) に掲げた部分以外の情報について審議会で見分したところ、当該情報は措置入院に関する指定医の診断のための情報であるので、職権により条例第 17 条第 6 号ハの該当性について、以下、検討する。

(エ) 本件聴取等情報は、前記 (ア) のとおりであり、本件聴取等情報のうち前記 (イ) に掲げた部分以外の情報を開示した場合、関係機関等との信頼関係が損なわれ、その結果、情報収集に支障をきたすなど、適切な措置がとれなくなるおそれがあるといえることから、措置入院業務の目的が達成できなくなり、又は措置入院業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められ、条例第 17 条第 6 号ハに該当する。

(オ) したがって、本件聴取等情報のうち前記 (イ) で掲げた番号④の上から 4 行目の 15 文字目から 42 文字目の部分以外の情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

エ 本件指定医氏名等について

- (ア) 本件指定医氏名等は措置入院に関する措置診察等をした指定医の氏名及び所属と認められる。

実施機関は、本件指定医氏名等について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するが、審議会で見分したところ、当該情報は措置入院に関する診断等を行う指定医の情報であるので、職権により条例第17条第6号ハの該当性について、以下、検討する。

- (イ) 措置入院は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続きが進められ、精神障害により自傷又は他害行為に及ぶおそれが認められたときに、本人の意に反しても行うことのできる精神科病院への強制的な入院措置であり、その性質上、措置入院に至る事実及び経過に関する本人の認識と指定医による診断の結果とに相違が生じる可能性がある。

このことを踏まえると、前記のような本人の認識と指定医の診断との相違から指定医に対する不信感や誤解が生じることが想定され、本件指定医氏名等を開示することにより、診断内容に関して、真偽や詳細等確かめるため、指定医の業務に支障を及ぼす行為が行われるなど、措置入院に関する業務の今後の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号ハに該当する。

- (ウ) したがって、本件指定医氏名等を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

オ 本件診断等情報について

- (ア) 本件診断等情報は、措置入院に関する診断及び事前調査における評価、判定に関する情報である。

実施機関は、本件診断等情報について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、番号㊸及び㊹の「重大な問題行動」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」の各欄の評価を記載することとされている様式部分は、一般に公表されている様式であり、それらが開示されたからといって、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第17条第6号に該当するとは認められず、開示が相当である。

- (ウ) 本件診断等情報のうち前記(イ)に掲げた部分以外の情報について審議会で見分したところ、当該情報は措置入院に関する指定医の診断等の情報及び実施機関が審査請求人から直接聴取した際の評価・判定の情報であるので、職権により条例第17条第6号ハの該当性について、以下、検討する。

- (エ) 本件診断等情報のうち指定医による診断の情報

- a 番号⑬、⑱、並びに⑳及び㉑の「病名欄」、並びに㉓及び㉔の指定医の氏名以外の部分には指定医が診断した病名等が記録されている。
- b 番号㉑及び㉒の「生活歴及び現病歴」、「診察時の特記事項」の各欄には指定医が措置入院の要否に関して判断・評価した内容及び、聴取した情報のうち指定医が必要だと判断した情報が記録されている。
- c 番号㉑及び㉒の「重大な問題行動」、「問題行動等」の各欄には、当該欄に列挙された問題行動等に該当する事実がこれまであったかどうか及び今後そのおそれがあるかどうか、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「現在の状態像」の各欄には病状又は状態像のいずれに該当するかが、各々の該当項目の選択肢の記号等に丸を付けることにより明示されている。
- d 番号㉔の「症状」欄には移送における行動制限に関する指定医の判断が記録されている。
- e a～dのうち前記（イ）で掲げた部分以外の情報が開示されると、指定医は、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を開示されたとしても差し障りのない内容にする等、簡略化する事態が想定され、その結果、診断書等の記載内容が形骸化し、措置入院に関する業務の今後の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号ハに該当する。
- f したがって、前記（イ）で掲げた番号㉑及び㉒の「重大な問題行動」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」の各欄の評価を記載することとされている様式部分は、項目に付された丸を付ける部分の記号等を除き開示することが相当である。

実施機関がしたそれ以外の部分の情報を不開示とした決定は結論において妥当である。

（オ）本件診断等情報のうち評価の情報

- a 番号⑤には実施機関が審査請求人を評価した情報が記録されている。

実施機関は、当該情報について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するが、審議会で見分したところ、当該情報は措置入院に関する指定医の診断のための事前調査で実施機関が行った評価の情報であるので、職権により条例第17条第6号ハの該当性について、以下、検討する。

- b 措置入院は、本人の意に反しても行うことのできる精神科病院への強制的な入院措置であり、その性質上、本人と実施機関との間に

軋轢を生むおそれのあるものであり、この情報が開示されると、実施機関の業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあるといえるため、措置入院業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 17 条第 6 号ハに該当する。

c したがって、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

カ 本件連絡調整等情報について

(ア) 番号㉟の上から 5 ～ 6 行目及び㉞には措置入院に関する関係機関との連絡調整等に関する情報として、連絡をした時刻及び連絡をした関係機関名が記録されている。また番号㉞にはそれらに加えて搬送先の医療機関名が記載されている。

実施機関は、本件連絡調整等情報について、条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当であると主張するので、同号該当性について、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、実施機関が審査請求人の措置診察、移送及び入院に関して県の関係機関と連絡調整した情報であり、当該情報を開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、番号㉞のうち搬送先の医療機関名は本件決定の他の箇所で開示されており、不開示とする理由はない。

(ウ) したがって、本件連絡調整等情報は、条例第 17 条第 6 号に該当せず、開示が相当である。

キ 本件補助者情報について

(ア) 本件補助者情報は、実施機関が精神保健法第 29 条の 2 の 2 の規定による措置入院のための移送における委託契約等を交わしている車輛及び補助者に関する情報である。

実施機関は、本件補助者情報について、条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当であると主張するので、同号該当性について、以下、検討する。

(イ) 本件補助者情報は、前記 (ア) のとおりであり、補助者は精神障害者移送を業務として標榜する専門の運送事業者である。審議会で見分したところ、これらの情報を開示したとしても、補助者における措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(ウ) したがって、本件補助者情報は条例第 17 条第 6 号に該当せず、開示が相当である。

ク 本件番号等について

(ア) 本件番号等は、審査請求人の措置入院に際して、その入院に係る医療費を医療機関が請求するために、実施機関が附番した公費負担医療

の受給者番号及び報告のために入力した情報を印刷した個票に附番した記号番号である。

実施機関は、本件番号等について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、同号該当性について、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件番号等は審査請求人に関する情報であり、このような情報を開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(ウ) したがって、本件番号等は、条例第17条第6号に該当せず、開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

審議会が見分したところ、本件決定により開示された情報の中に、第三者の動向など、その内容からすれば条例第17条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書きのいずれにも該当しないと考えられる情報が含まれていることが認められた。

条例において、開示請求制度は、個人が実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みをとっている。

一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要があるため、開示しないことに合理的理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に特定し、不開示情報以外の開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

実施機関においては、同号の趣旨を踏まえ、開示請求者以外の第三者の権利利益についても十分配慮した上で開示決定等を行うよう、慎重に対応されたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 3 月 3 0 日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 3 年 3 月 1 7 日	諮問に係る添付書類の写しの受理
令和 3 年 6 月 2 4 日	審議（令和 3 年度第 3 回第 1 部会）
令和 3 年 1 0 月 2 1 日	審議（令和 3 年度第 5 回第 1 部会）
令和 3 年 1 2 月 2 3 日	審議（令和 3 年度第 7 回第 1 部会）
令和 4 年 1 月 2 0 日	審議（令和 3 年度第 8 回第 1 部会）
令和 4 年 3 月 2 4 日	審議（令和 3 年度第 9 回第 1 部会）
令和 4 年 4 月 2 8 日	審議（令和 4 年度第 1 回第 1 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 1 部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	部会長
川口 由起子	植草学園大学 発達教育学部教授	
桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員	
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

番号	行政 文書	文書名等	不開示部分	不開示 理由	審議会による区分
①	本件 文書 1	(案 1)	宛名	第 6 号	本件指定医氏名等
②		(案 2)	宛名		
③		精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律の規 定に基づく事前 調査書	2. 調査時の状況等 ・ 上から 2 行目 ・ 下から 1 行目	第 6 号	・ 本件第三者情報 ・ 本件聴取等情報
④			2. 調査時の状況等 ・ 上から 1～4 行目 ・ 上から 7～9 行目 ・ 上から 15～16 行 目		本件聴取等情報
⑤			2. 調査時の状況等 ・ 上から 5 行目	第 6 号	本件診断等情報
⑥			2. 調査時の状況等 事前調査にあたって の陳述者 ・ 上から 1 行目	第 2 号 警察職 員規則	本件氏名等
⑦			通報者職・氏名		
⑧		精神障害者等通 報受書	・ 上から 5 行目 ・ 上から 7～11 行目 ・ 上から 14～20 行 目	第 6 号	本件聴取等情報
⑨		精神障害者等通 報受書	通報者職・氏名	第 2 号 警察職 員規則	本件氏名等
⑩			備考	第 6 号	本件聴取等情報
⑪		指定医による診 察命令書	宛名	第 6 号	本件指定医氏名等
⑫			宛名		

⑬	本件文書 2	(伺い)	4 診断名	第 6 号	本件診断等情報
⑭		(案 1)	公費負担医療の受給者番号		本件番号等
⑮		(案 5)	右上欄外		
⑯			右側欄 ・ 公費負担番号		
⑰			左側欄 ・ 指定医氏名 1,氏名、所属 ・ 指定医氏名 2,氏名、所属	第 6 号	本件指定医氏名等
⑱			右側欄 ・ 診断 指定医 1,F コード 1 ・ 診断 指定医 2,F コード 2	第 6 号	本件診断等情報
⑲			右側欄 ・ 移送車両の種類	第 6 号	本件補助者情報
⑳		措置入院に関する診断書	・ 病名 ・ 生活歴及び現病歴 ・ 重大な問題行動 ・ 現在の精神症状 ・ その他の重要な症状 ・ 問題行動等 ・ 現在の状態像 ・ 診察時の特記事項 ・ 精神保健指定医氏名	第 6 号	・ 本件診断等情報 ・ 本件指定医氏名等
㉑					
㉒		精神障害者の措置入院の決定について（通知）	公費負担医療の受給者番号	第 6 号	本件番号等

㉓	本件文書 3	(伺い)	4 診断名	第 6 号	本件診断等情報
㉔		措置入院のための移送に関する診察記録票	・ 症状 ・ 指定医の氏名	第 6 号	・ 本件診断等情報 ・ 本件指定医氏名等
㉕		措置入院のための移送記録票	補助者所属	第 6 号	本件補助者情報
㉖	本件文書 4	1 頁	通報者職・氏名	第 2 号 警察職員規則	本件氏名等
㉗		2 頁	・ 上から 5 行目 ・ 上から 7～11 行目 ・ 上から 14～20 行目	第 6 号	本件聴取等情報
㉘		3 頁	・ 上から 2 行目	第 2 号 警察職員規則	本件氏名等
㉙			・ 上から 3 行目 ・ 下から 8～13 行目	第 6 号	本件聴取等情報
㉚		4 頁	・ 上から 12～20 行目	第 6 号	本件第三者情報
㉛			・ 上から 21 行目	第 2 号 警察職員規則	本件氏名等
㉜		5 頁	・ 上から 11 行目	第 2 号	本件第三者情報
㉝			・ 上から 16 行目～最終行	第 6 号	本件聴取等情報
㉞		6 頁	・ 上から 1～8 行目	第 6 号	

③⑤	本件文書 4	1 0 頁	・ 上から 1～2 行目 ・ 上から 5～6 行目	第 6 号	・ 本件指定医氏名等 ・ 本件連絡調整等情報
③⑥		1 3 頁	左の欄 ・ 上から 2 行目	第 6 号	本件指定医氏名等
③⑦		1 5 頁	左の欄 ・ 下から 5 行目		
③⑧		1 6 頁	・ 下から 11～15 行 目	第 6 号	・ 本件指定医氏名等 ・ 本件診断等情報
③⑨			・ 下から 7 行目	第 6 号	本件連絡調整等情報
④⑩		1 7 頁	・ 上から 1 行目	第 6 号	本件第三者情報

別表 2

行政文書	文書名等	開示すべき情報
本件文書 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく事前調査書の 2 枚目	上から 4 行目 15 文字目から 42 文字目まで
本件文書 2	(案 1)	公費負担医療の受給者番号
	(案 5)	(案 5) に付された記号番号
		公費負担医療の受給者番号
		移送車両の種類
	措置入院に関する診断書	「重大な問題行動」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」の各欄の評価を記載することとされている様式部分の項目に付された記号等を除いた部分
	精神障害者の措置入院の決定について (通知)	公費負担医療の受給者番号
本件文書 3	措置入院のための移送記録票	補助者「所属」
本件文書 4	10 頁の上から 5 ～ 6 行目	関係機関との連絡調整の情報
	16 頁の下から 7 行目	関係機関との連絡調整の情報及び搬送先医療機関名